

平成 28 年 6 月 27 日

## 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」

### 英国・欧州の経済、金融市場に対する見通しと、 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」に及ぼす影響について

アムンディ・ジャパン株式会社

6 月 23 日(現地時間)に実施された英国の EU(欧州連合)離脱を問う国民投票において、英国国民は EU 離脱を選択しました。英国の 43 年間の EU 加盟に終止符を打つこの投票結果は、英国のみならず EU に対しても政治的・経済的影響をおよぼすとみられます。現段階では、多数の不確定要素が存在し、英国国民による今回の選択は英国と欧州の両方にわたる不確実性の時代の幕開けであり、その結果、短期的に金融市場のボラティリティ(価格変動性)は上昇すると予想されます。

今後の見通しと運用方針について、「アムンディ欧州ハイ・イールド債券ファンド」が主要投資対象とする「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」を運用するアムンディ アセットマネジメントの「欧州ハイイールド市場」に対する見解を以下にご報告いたします。

#### EU 離脱の結果を受けた金融市場の動向について

24 日の日本時間午後、英国の EU 離脱の可能性が高まったとの各種報道を受けて、英国、欧州の政治・経済情勢への先行き不透明感が高まり、リスク回避姿勢が強まったことから、アジアの株式市場は急落しました。日経平均株価が前日比 1286 円安(-7.9%)となったほか、アジアの代表的な株価指数は 23 日の終値に比べ、オーストラリアで 3.1%、香港で 2.9%、シンガポールで 2.1%それぞれ下落しました。また、為替市場では大幅な円高が進行し、英ポンドは日本時間朝の高値から一時 10%以上急落したほか、米ドルも一時 100 円を割り込み 99 円台をつけるなど大荒れの展開となりました。同夕刻には英国の選挙管理委員会が離脱の結果を正式に発表したことから、欧米の株式市場も大幅安となり、代表的な株価指数は英国で 3.2%下落したのをはじめ、ドイツで 6.8%、フランスで 8.0%、米国で 3.4%下落しました。為替市場も円高地合いが続き、英ポンドは 139 円台前半、米ドルは 102 円台前半とそれぞれ前日に比べ大幅な円高水準で取引を終えました。

#### 英国および欧州の今後の展開について

##### 1. 英国脱退の法的根拠：リスボン条約第 50 条

キャメロン首相は国民投票キャンペーンの公約に従い、脱退条件を定めているリスボン条約第50条<sup>1</sup>を速やかに発動するとみられます。いったん手続きが始まれば、英国は(EU加盟国以外の国を含む)すべての貿易相手国と貿易協定を再交渉する必要に迫られます。この交渉期間を確保するため、同条第3項は2年間の猶予期間を設けており、英国はこの期間中これまで通り、EUの加盟国としての地位を保ちます。この期間は延長することができますが、それには欧州理事会の全会一致が必要です。

## 2. 高まる英国での政権交代の可能性

キャメロン首相は国民投票の結果にかかわらず首相を続投する意向を示していましたが、離脱を受けて10月の保守党大会までに辞任する意向を表明しました。今後の政権の政治課題(貿易交渉をいつ始めるのか、目標はどうするのか、いかなる財政政策を実行するのか、等々)は現時点では未知数です。

## 3. 異なる英国とEUでの経済面への影響

英国のEU離脱は不確実性の時代の幕開けであり、これが英国の内需を下押しするでしょう。英国経済がリセッション(景気後退)に陥ることも考えられます。一方、ユーロ圏の景気回復は域内需要に主導されていることから、こうした混乱がユーロ圏の景気回復を危うくするとは考えておりません。市場の見方は2017年の英国のGDP(国内総生産)成長率に対する影響を1.4%、ユーロ圏の成長率に対する影響を0.3%と推定しています。とはいえ、こうした影響は極めて不確実です。見通しが全体的に明確でないことから、短期的には、(1)家計の貯蓄率の上昇(予備的貯蓄)、(2)企業の投資面および雇用面での慎重姿勢の高まり、(3)資本流入の鈍化等の可能性があります。さらに、英国の金融資産にリスク・プレミアムが上乘せされるようになり、経済活動へのマイナス影響が増幅されることも考えられます。より長期的には、GDPへのマイナス影響が継続するという分析もあり、2020年には英国の経済活動損失が3~9%になるとの予測もあります。

## 4. 政治面の影響は英国、EU共に同程度

EU離脱の決定は英国全体に適用されますが、総じてEU残留を支持したスコットランドは英国政府に対し、EUに残留するために<sup>2</sup>スコットランド独立を問う新たな住民投票を実施するよう求める可能性があります。英国政府はこの要求を拒絶しにくいと考えられ、住民投票が実施されれば北アイルランドやウェールズも同様の要求をすることも想定されるため、(分離の可能性は極めて低いとはいえ)英国の政治的緊張が増すと予想されます。さらに、今回の投票をめぐる意見が極度に対立した保守党は弱体化しており、次の政権はより不安定なものになるとみられます。EU離脱により、英国の国際舞台での重要性が低下することは明白です。一方、「ヨーロッパ・アラカルト(EU諸国が特定の国の事情に配慮する傾向が強くなったこと)」というテーマはEUを不安定にする恐れがあります。英国の脱退はEUの重心が大陸欧州にシフトするという意味で大きな環境変化です。特にドイツとフランスは協調をより強化する必要に迫られることとなります。単一通貨からの脱

退はいかなるユーロ圏加盟国の利益にもなりません、(ユーロ圏外の)一部の EU 加盟国が英国に与えられたものと同様のメリット<sup>3</sup> を要求する可能性があります。EU の創設理念とは正反対の「ヨーロッパ・アラカルト」というテーマは、海外投資家の信頼感を低下させるおそれがあり、こうした変化を回避するために、EU 加盟国の政府は一致団結する必要があります。

## 5. 長期間にわたる新貿易協定交渉の始まり

英国には、いくつかの選択肢があります。EEA(欧州経済領域)に参加する、スイスやトルコなど一部の国で採用されている仕組みを使う、そして最後に WTO(世界貿易機関)のルールに従うという選択肢です。WTO ルールは現状の枠組みから大きく離れるため、英国にとって最もコストのかさむ解決策です。いずれにせよ、これらの解決策は現段階では両当事者にとって好ましいものではなく<sup>4</sup>、そのため、二国間協定で補完するような EU との「オーダーメイド」協定が結ばれることになると考えられます。この様な協定を結ぶにあたっての交渉期間は極めて長くなる傾向にあり、平均では完了までに 4~10 年程度かかると見られます。こうした背景から英国は 2 年以上 EU の一部としてとどまる可能性もあると考えています。

## 6. 金融サービス：離脱交渉における大きな障害

各国政府は交渉期間中、EU と英国間の貿易が大きな影響を受けないことを保証することにより信頼感が損なわれないように努力するとみられます。関税に関する交渉は両当事者の利害がほぼ一致することから懸念材料にはならないとみられます。一方、金融サービスは、英国、EU 双方にとり戦略的に重要なため、交渉は長期間にわたり困難なものになることは確実です。英国は EU の代表的な金融センターであり、EU の金融サービスの約 25%、金融サービスの輸出の約 40%を占めています。また、金融サービスは英国の GDP の約 8%を占めています。他の金融市場がロンドンに取って代わることは想定しにくいものの、英国の銀行が「欧州パスポート」を失うことにより、一部の事業部門はアイルランドや他の EU 市場に移転すると見込まれます。そのため、英国のサービス貿易黒字(GDP 比 5%)が将来大幅に縮小し、(過去 2 年の平均で GDP 比 -5%という)過去最高水準にある対外経常赤字の穴埋めが困難になる恐れがあります。

## 7. 金融市場の混乱が投資機会を提供

ごく短期的には、おそらく英ポンドと各国株式市場の下落が予想されます。リスク回避の動きが波及することで、ユーロ圏周縁国国債の利回りが上昇し、さらに、英国とユーロ圏のクレジット市場で流動性が著しく悪化することも考えられます。この場合、質への逃避により、相対的に安全な国債(ドイツ、米国)の利回りが低下し、金価格の上昇がみこまれます。ユーロへの影響は明確ではありませんが、投資家が EU の結束を疑問視すれば、すべての主要通貨に対して大幅に下落する恐れもあります。

## 8. 中央銀行は必要に応じて協調介入の用意

銀行の流動性へのアクセスを保証するために、ECB(欧州中央銀行)とイングランド銀行(中央銀行)は協力を強化すると発表しています。極めて大きな混乱が起きれば、他の主要中央銀行(特にFRB(米連邦準備理事会))との協調介入の可能性もあり、ECBが一時的に証券購入プログラムを加速することも考えられます。イングランド銀行に関しては、金融市場の安定性が脅かされれば、あらゆる対応策を講じると思われれます。一方、各国政府は結束を示したり、新貿易協定の締結に必要な時間的猶予を英国に保証することで、市場に安心感をもたらすでしょう。しかし市場が混乱した場合はあらゆる資産クラス(株式、周縁国国債、社債、通貨)に対する投資機会が生まれてくることも考えられます。特に市場が過剰反応し、資産価格がファンダメンタルズ(基礎的条件)から大きく離した場合には絶好の投資機会となると思われれます。

### 結論

英国のEU離脱は重大な事象であり、英国とEU諸国の両方にとって大きな試練です。英国は景気後退を回避する必要があると、市場の不安感をかきたてることなく新たな貿易協定を結ぶ必要があります。一方、EU諸国はEUのさらなる分裂を招きかねないような動きを食い止める必要があります。しかし、英国とEU諸国がこれからどのような事態に直面するのかがまだ不透明な部分が多く、英国のEU離脱の移行期間中は、政府も中央銀行もさまざまな手立てを講じると考えられます。EUは加盟各国政府の立場を調整し、英国の「秩序ある脱退」を達成するために緊密に協力し合うでしょう。これまで、EU諸国は様々な局面に上手く対処し、これを追い風として結束を強化してきました。今後は、特に独仏両国がEUの連邦的なつながりをより強固なものとする上で重要な役割を果たすことに疑問の余地はありません。とはいえ、欧州がむかえる試練は大きなものであり、今後の道程は長期間にわたる可能性があると考えられます。

1. 第1項 加盟国は自国の憲法上の要件に従い、EUからの脱退を決定することができる。  
第2項 脱退を決定した加盟国は欧州理事会に当該意思を通知する。EUは欧州理事会が示す指針に照らし、当該加盟国と交渉し、脱退に関する取り決めを規定し、将来のEUとの関係に関する枠組みを考慮した協定を締結する。  
第3項 欧州憲法は脱退協定の発効日またはこれが発効しない場合には第2項に規定する通知から2年後に(ただし、欧州理事会が当該加盟国との合意によりこの期間の延長を決定する場合はこの限りでない)、当該加盟国に対する適用を停止する。
2. 第50条の手続きは英国全体に関するものであることから、スコットランドは実際にはEU加盟を再申請しなければなりません。
3. 2016年2月19日の合意はマルチレベル連合に関する手続きを合法化し、英国のEU内での特別な地位を強化しました。具体的には、英国はこの合意の下で、(1)ユーロ圏内で取られた決定に関する発言機会、(2)ユーロ圏の支援策への不参加、(3)政治統合プロセスや「一層緊密な統合」の免除を取り決めました。さらに、EU議会は今後、いわゆる「レッドカード」原則の下で理事会の決定を阻止することができます(これには55%の多数決が必要で)。最後に、英国は新たな移民の雇用受給権を入国から4年間制限する権利を取り決めました。総合すると、これらのキャメロン首相への土壇場での「譲歩」は主に、同首相のEU残留への支持と積極的なキャンペーンを確保することを目的としていました。長期的には、これらにより欧州という大構築物の「水門」が開くリスクがあります。
4. 確かに、英国を危機に追い込み過ぎないようにすることは欧州の利益となるため、一定の譲歩を行い英国のEU離脱のコストを限定するでしょう。しかし、この場合、他のEU加盟国が英国に追随してEUを離脱するのを思いとどまらせるために、英国がEU離脱による痛みを完全に免れられないようにすることも欧州の利益です。

## 欧州ハイイールド債市場の今後の見通しと運用方針について

弊社では短期的には大きくリスク回避の方向に動き市場の変動性は高止まりするとみています。リスク資産として株式と相関の高い欧州ハイイールド債券は下落圧力にさらされる可能性があります。

一方で各国の中央銀行は、必要があれば流動性の供給など市場の動揺を抑えるための措置を講じる用意があります。欧州のハイイールド債の発行体企業については、短期的には英国のEU離脱による大きな影響はないと考えます。ここ数年にわたって、企業は借り換えを積極的に行っており、短期的には資金調達の必要はそれほどありません。また、大幅なコスト削減にも取り組んできたことから、負債比率も抑制されています。したがって、向こう1年ほどはデフォルト(債務不履行)比率が相対的に低水準で推移すると見えています。中期的には、英国のEU離脱による欧州企業の業績成長やデフォルト率への影響度合いを見極める必要があります。現時点では、離脱による市場の動揺が足元で進行しているものの、ユーロ圏の景気回復基調を損なうことはないとの見解を持っています。

弊社では、過去数カ月にわたり、国民投票の結果に向けて慎重な姿勢でのぞみ、ポートフォリオ全体のリスクは市場平均並みとし、英国の発行体、英ポンド建ての銘柄<sup>※</sup>、英国の銀行については市場平均に対してアンダーウェイトとしておりました。

(※「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」においては、原則として英ポンドなどユーロ建て以外の資産については対ユーロで為替ヘッジを行います。)

現時点ではハイイールド債市場について中立的な見方をしています。当面は市場の変動性が高い水準にとどまると見られることから、今後はやや保守的なポートフォリオ運営とする可能性もあります。すでにある程度高めの現金保有比率としていますが、今後の市場動向次第で有望な投資機会をとらえられるような柔軟な対応がとれるよう、さらに現金比率を高めることも検討します。

## ファンドの目的

各ファンド(8つのコースを総称して「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」または「各ファンド」といいます)は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### ① 各ファンドは、欧州のハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)を実質的な主要投資対象とします。

・各ファンドは、欧州のハイイールド債を主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」と、円建の国内籍投資信託「CAMマネーブルファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式<sup>※</sup>で運用します。

※ ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

・欧州のハイイールド債の運用は、アムンディアセットマネジメントが行います。

### ② 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替取引が異なる8つのコースから構成されています。

・米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、資源国通貨コース<sup>※</sup>、メキシコペソコース、トルコリラコースでは、ユーロ売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。

・円コースでは、為替変動リスクの低減を目的として、ユーロ売り／円買いの為替取引(対円での「為替ヘッジ」といいます)を行います。

・ユーロコースでは、対円での為替ヘッジを行いません。

※ 資源国通貨とは、原則として、代表的な資源国であるブラジル、オーストラリアおよび南アフリカの3カ国の通貨(ブラジルリアル、豪ドルおよび南アフリカランド)を均等に配分したものをいいます。

### ③ 各ファンドは、毎決算時(原則として毎月8日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

・分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

## 投資リスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

各ファンドにおける基準価額の主な変動要因としては、価格変動リスク、為替変動リスク、流動性リスク、信用リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、各ファンドの繰上償還等があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご参照ください。

### 《当資料のお取扱いについてのご注意》

当資料は、「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」の商品内容説明資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した資料です。当資料に記載したコメントは、将来を保証するものではなく、資料作成時点における当社の見解や予想であり、将来の経済・市場環境、政治情勢等の変化により予告なく変更することがあります。当資料に記載したデータは資料作成時点のものであり将来の傾向、数値等を示唆するものではありません。購入のお申込みを行う場合には、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず商品内容、リスク等の詳細をご確認の上、ご自身のご判断でお申込みください。

### 《投資信託ご購入時の注意点》

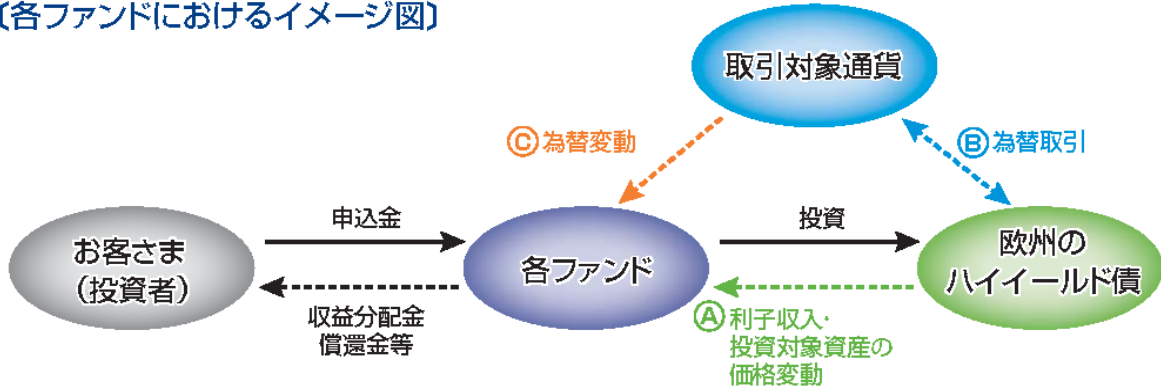
投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。●投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。●銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●投資信託の設定・運用は委託会社が行います(銀行、証券会社は販売の窓口となります)。●投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資するため、運用実績は市場環境等によって変動します。したがって、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。●投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。●投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

〔通貨選択型投資信託の収益のイメージ〕

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は欧州のハイイールド債です。

〔各ファンドにおけるイメージ図〕



\* 取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

\* 各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

\* ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利の低下</li> <li>発行体の信用状況の改善</li> </ul> <p>債券価格の上昇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨の短期金利 &gt; ユーロの短期金利</li> </ul> <p>プレミアム(金利差相当分の収益)の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>円に対して取引対象通貨高</li> <li>円に対してユーロ高(ユーロコースの場合)</li> </ul> <p>為替差益の発生</p>
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利の上昇</li> <li>発行体の信用状況の悪化</li> </ul> <p>債券価格の下落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨の短期金利 &lt; ユーロの短期金利</li> </ul> <p>コスト(金利差相当分の費用)の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>円に対して取引対象通貨安</li> <li>円に対してユーロ安(ユーロコースの場合)</li> </ul> <p>為替差損の発生</p>

※1 ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※2 円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。

\* 一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

\* 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

**〔収益分配金に関する留意事項〕**

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

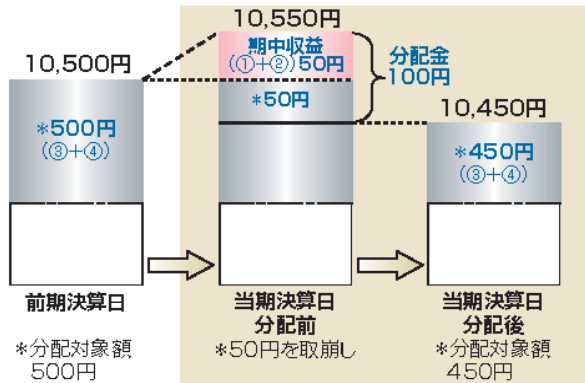
投資信託で分配金が支払われるイメージ



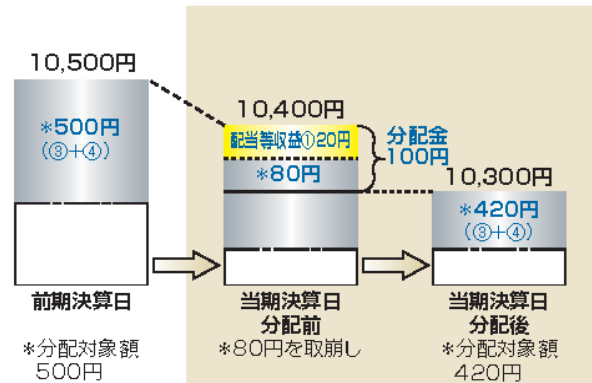
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**

**前期決算日から基準価額が上昇した場合**



**前期決算日から基準価額が下落した場合**

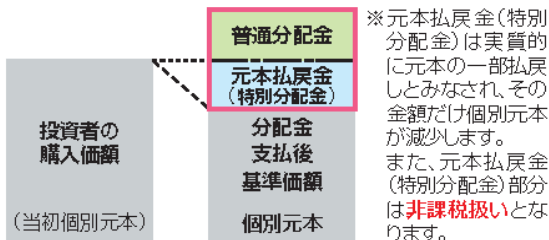


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

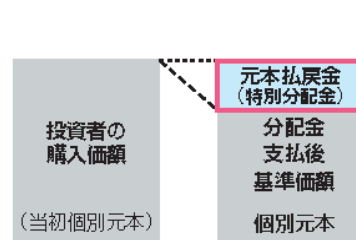
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

**分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合**



**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日(ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合)には、受付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	「ユーロコース」、「ブラジルリアルコース」、「資源国通貨コース」、「円コース」 平成23年1月31日(設定日)から平成33年4月8日までとします。 「豪ドルコース」、「トルコリラコース」 平成23年10月27日(設定日)から平成33年4月8日までとします。 「米ドルコース」、「メキシコペソコース」 平成26年1月14日(設定日)から平成33年4月8日までとします。
決算日	年12回決算、原則毎月8日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回。原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は <b>3.78%(税抜3.5%)</b> です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> を乗じて得た金額とします。

### 投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	実質的な負担の上限: 純資産総額に対して <b>年率1.7608%(税込)</b> ※ ※各ファンドの信託報酬年率1.0908%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.67%)を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※ <b>その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</b>

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	<b>アムンディ・ジャパン株式会社</b> 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会
受託会社	株式会社 リそな銀行 (再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	委託会社の名称: アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン: 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: <a href="http://www.amundi.co.jp">http://www.amundi.co.jp</a>

## 販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 あおぞら銀行(※1)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○			○	
株式会社 近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社 埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社 新生銀行(※2)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○			○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○				
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○		○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○		○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○				

(※1) ユーロコース、円コースのお取扱いとなります。

(※2) ユーロコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコースのお取扱いとなります。